[指定特定介護予防福祉用具販売事業] 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社ヤマザックが設置するダスキンヘルスレント寝屋川ステーション(以下「事業所」という。)において実施する指定特定福祉用具販売事業[指定特定介護予防福祉用具販売事業](以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定特定福祉用具販売[指定特定介護予防福祉用具販売]を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定特定福祉用具販売においては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況・希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助・取り付け・調整等を行い、福祉用具を販売することにより利用者の日常生活の便宜を図り、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものとする。

指定特定介護予防福祉用具販売においては、要支援状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況・希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具を販売することにより利用者の日常生活の便宜を図り利用者を介護する者の負担の軽減を図るものとする。

- 2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業所は、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、介護予防サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 5 指定特定福祉用具販売〔指定特定介護予防福祉用具販売〕の提供にあたっては、介護保険法第118 条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努 めるものとする。
- 6 指定特定福祉用具販売 [指定特定介護予防福祉用具販売] の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。
- 7 前6項のほか、「枚方市指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、 設備及び運営に関する基準を定める条例」(平成25年枚方市条例第48号)、「枚方市指定介護予防 サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予 防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」(平成25年 枚方市条例第49号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
 - (1) 名 称 ダスキンヘルスレント寝屋川ステーション
 - (2) 所在地 大阪府寝屋川市石津中町37番7号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名(常勤職員)

管理者は、従業者及び業務実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等に おいて規定されている指定特定福祉用具販売〔指定特定介護予防福祉用具販売〕の実施に関し、事 業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2) 専門相談員 2名(常勤 2名)

専門相談員は、利用者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、あるいは 介護者等の負担を軽減するよう、適切な特定福祉用具(特定介護予防福祉用具)の選定を行うとと もに、その相談に応じる。

特定福祉用具販売計画(特定介護予防福祉用具販売計画)(指定福祉用具貸与 [指定介護予防福祉用具貸与]の利用があるときは、福祉用具貸与計画(指定介護予防福祉用貸与計画)と一体のものとして作成する)の作成・変更等を行う。

(3)事務職員 1名(常勤 名)必要な事務を行う

(営業日及び営業時間)

- 第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。

(日曜日、祝日、8/13~8/15、12/29~1/3 除く)。

(2) 営業時間 月曜日から金曜日 午前9時から午後6時

土曜日 午前10時から午後5時

(指定特定福祉用具販売〔指定特定介護予防福祉用具販売〕の提供方法及び取扱種目)

- 第6条 事業所で行う指定特定福祉用具販売 [指定特定介護予防福祉用具販売] の提供方法は次のとおりとする。
 - (1)指定特定福祉用具販売〔指定特定介護予防福祉用具販売〕の提供に当たっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて選定し、使用できるよう専門的知識に基づき、使用方法の指導、留意事項、販売費用等に関する情報を提供する。
 - (2) 指定特定福祉用具販売 [指定特定介護予防福祉用具販売] の提供に当たっては、機能、使用方法、安全性、衛生状態等の点検を行う。
- 2 事業所において取扱う福祉用具の種目は、厚生労働大臣の定める全種目とする (利用料等)
- 第7条 指定特定福祉用具販売 [指定特定介護予防福祉用具販売] を提供した場合の利用料の額は、別 添料金表によるものとする。
- 2 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、1kmにつき 1,000 円を 徴収する。
- 3 特定福祉用具(特定介護予防福祉用具)の搬入に特別な措置が必要な場合に要する費用については、 宝費とする
- 4 前3項の利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。
- 5 指定特定福祉用具販売 [指定特定介護予防福祉用具販売] の提供に際しては、あらかじめ、利用者 又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び 支払いに同意する旨の文書に署名を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、枚方市、寝屋川市、交野市、四条畷市の区域とする。

(衛生管理)

- 第9条 事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等 の衛生的な管理に努めるものとする。
- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(事故発生時の対応)

- 第10条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、 利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行うものとする。
- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。
- 3 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。

(苦情処理)

- 第11条 事業所は、指定特定福祉用具販売 [指定特定介護予防福祉用具販売] に係る利用者及び家族 からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、提供した指定特定福祉用具販売 [指定特定介護予防福祉用具販売] に関し、介護保険法 第 23 条の規定により市町村が行う質問若しくは照会に応じ、市町村から指導又は助言を受けた場合 は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定特定福祉用具販売 [指定特定介護予防福祉用具販売] に係る利用者からの 苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会の指導又 は助言を受けた場合は、必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

- 第12条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ 書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第13条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずる ものとする。
 - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるもの

とする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定特定福祉用具販売 [指 定特定介護予防福祉用具販売]の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再 開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものと する。

(地域との連携等)

第15条 事業所は、指定指定特定福祉用具販売 [指定特定介護予防福祉用具販売] 事業所の所在する 建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定特定福祉用具販売 [指定特定介護予防福祉用具販 売] を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定特定福祉用具販売 [指 定特定介護予防福祉用具販売] の提供を行うよう努めるものとする。

(その他運営に関する留意事項)

- 第16条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後3ヵ月以内
 - (2) 継続研修 年6回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従 業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とす る。
- 4 事業所は、適切な指定特定福祉用具販売〔指定特定介護予防福祉用具販売〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより福祉用具専門相談員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 事業所は、指定特定福祉用具販売 [指定特定介護予防福祉用具販売] に関する記録を整備し、その サービスを提供した日から最低 5 年間は保存するものとする。
- 6 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は***と当事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

- この規程は、平成14年4月1日から施行する。(指定を受けてサービスを開始した日)
- この規程は、平成17年8月1日から施行する。(店名変更)
- この規程は、平成19年9月11日から施行する。(代表取締役変更)
- この規程は、平成21年9月1日から施行する。(店名変更)
- この規程は、平成22年2月1日から施行する。(事業所移転)
- この規程は、平成22年10月1日から施行する。(虐待防止に関する事項の追記と運営規程の刷新)
- この規程は、平成24年4月1日から施行する。(法律改正による内容変更)
- この規程は、平成26年4月1日から施行する。(枚方市条例の制定)
- この規程は、平成26年6月11日から施行する。(業務委託先追加)
- この規程は、平成27年12月1日から施行する。(営業日の変更)
- この規程は、平成29年11月3日から施行する。(事業所移転)
- この規程は、平成29年11月15日から施行する。(本社移転)
- この規程は、令和2年2月1日から施行する。(年間休日変更)
- この規程は、令和3年1月1日から施行する。(営業日の変更)
- この規程は、令和4年7月1日から施行する。(営業時間変更)
- この規程は、令和5年5月1日から施行する。(会社名変更)
- この規程は、令和5年9月1日から施行する。(寝屋川ステーション出店)